

1 観光を取り巻く現状と宿泊税導入の目的

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、経済波及効果の裾野が広く、交流人口の拡大や地域経済の活性化につながる観光振興施策の重要性が高まっており、帯広市においては、これまで、自然や食などの地域資源を活用した観光振興に取り組んできたところです。

しかし、道央・道東地域の中間に位置し、通過型の観光地となっていることや観光入込客数の季節変動が大きいこと、また、訪日外国人宿泊客延数が道内他市と比較して少ないことなどの課題があります。こうした課題を解決するためには、地域ならではの魅力を活かした付加価値の高い観光コンテンツの提供のほか、宿泊・交通サービスの確保・充実、多言語対応等の受入環境整備などにより、持続可能な観光振興を推進する必要があります。

このため、観光振興施策の受益者である観光客やビジネス客などの宿泊者に、その受益に応じ、一定の負担を広く求める「宿泊税」を導入することで、持続的・安定的な財源を確保し、総合計画に掲げたこの地域ならではの魅力を活かした観光政策に取り組み、にぎわいのあるまちの実現を目指します。

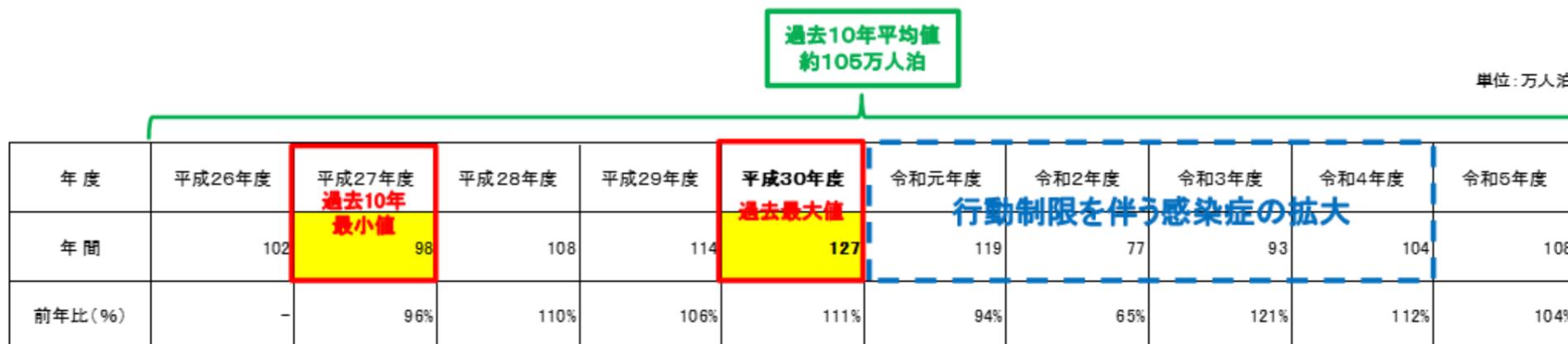
2 制度概要（詳細別紙）

税目	宿泊税（法定外目的税）
目的	宿泊者をはじめとする来訪者の受入環境の整備、地域の資源を活かした観光コンテンツの充実及びその他持続可能な観光の振興を図る。
課税客体	帯広市に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税標準	宿泊数
納税義務者	宿泊料を伴う宿泊をした者
税率	宿泊者1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	宿泊施設において、旅館業又は住宅宿泊事業を営む者等
特別徴収義務者への支援	特別徴収に係る初期経費の一部について補助（徴収事務手数料の交付は行わない）
申告納入	1か月に1回、毎月末までの宿泊税について申告納入（申告納入期限は翌月末）
申告納入の特例	申告納入する税額が規則で定める額以下で、同じく規則で定める要件を満たした場合には3か月に1回とする。
免税点	なし
課税免除	学校教育法で定める学校が行う修学旅行等の学校行事や認定こども園法又児童福祉法で定める施設が行う行事に参加する者及びその引率者
過料、罰則	納税管理人に係る不申告に関する過料、帳簿の記載義務違反等に関する罪
入湯税	制度変更なし
その他	・5年毎に条例の施行状況等を踏まえて、条例の改正を検討し、必要があるときは検討結果に基づいて所要の措置を講じる。 ・宿泊税は、商工観光振興基金において管理する。

3 税収見込額（税収規模）

宿泊客延数の実績から試算した結果、約2億～2億5,000万円／年が見込まれます。

【試算結果】



※ 宿泊客延数は、帯広市内の主な宿泊施設への聞き取り調査による数値を基に算出した推計値

- | | | | | | |
|--|---------|---|--------|---|-----------|
| (1) 過去最大値の平成30年度実績から試算 | 約127万人泊 | × | 定額200円 | = | 2億5,400万円 |
| (2) 過去10年最小値（※感染症の拡大期間除く）の平成27年度実績から試算 | 約98万人泊 | × | 定額200円 | = | 1億9,600万円 |
| (3) 過去10年平均値（平成26年度～令和5年度）から試算 | 約105万人泊 | × | 定額200円 | = | 2億1,000万円 |

4 宿泊税の活用の考え方

帯広市における観光の現状や、観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会からの提言、宿泊税の導入検討にあたり実施してきた、とち帯広ホテル旅館組合や帯広観光コンベンション協会、十勝圏二次交通活性化推進協議会のほか、帯広商工会議所、帯広市産業振興会議の場などでの意見交換、市内宿泊事業者へのアンケートによる意見照会、市内宿泊事業者や観光関連団体への説明会を踏まえて、下記5に示す3つの方針に基づいた事業に宿泊税を活用します。

なお、3つの方針に基づいて実施する事業は、宿泊税を目的税として徴収する趣旨に鑑み、観光振興において、新たな行政需要として実施すべき事業、拡充や新たな展開を図ることで、より一層の効果や成果が見込まれる事業、喫緊に対応すべき地域の課題解決に要する事業のほか、特別徴収義務者の徴収に係る初期経費の支援に対して充当します。

5 3つの方針に基づく取り組み（※このほか、特別徴収義務者の徴収に係る初期経費の支援を行う）

<p>(1) 観光客やビジネス客、訪日外国人旅行者などの受入環境の充実</p> <p>観光客やビジネス客、訪日外国人旅行者などの宿泊者の満足度や利便性を高めるため、快適に滞在できる施設の環境整備等への支援や観光バス対策等による二次交通の充実、まちなかの除排雪や観光案内所の多言語対応の強化等に取り組みます。</p>	<p>(2) 地域資源の魅力向上</p> <p>年間通して国内外から多くの人に訪れてもらうため、地域ならではの資源を活かしたイベントなど様々な観光コンテンツを充実させることで、滞在型観光の推進とMICE誘致に取り組みます。</p>	<p>(3) 持続可能な観光振興</p> <p>閑散期の観光需要喚起策や観光マーケティングによる地域分析と誘客戦略の検討に取り組むほか、災害等による不測の事態や観光需要停滞期に備えた基金を積み立てます。</p>
---	---	---

6 導入に向けた今後のスケジュール（想定）

令和7年	2月	経済文教委員会（常任）において「宿泊税の制度概要」報告
〃	2月	定例会において「宿泊税条例（案）」提案
〃	3月	総務大臣協議（3か月程度）
〃	4月	宿泊税導入に向けた準備（賦課・徴収システムの構築等）
〃	7月	特別徴収義務者への宿泊税徴収事務説明会
令和8年	4月	宿泊税導入